



生活保護変更決定通知書の誤送付について (石神井総合福祉事務所)

1 誤送付した通知書

平成27年11月分の保護費が変更となったご家庭に、生活保護変更決定通知書を送付しました。

封筒に通知書を封入する際に、誤って別の方の通知書を混入したことにより、1件の誤送付が発生しました。

2 通知書に記載している事項

住所、氏名、保護費算定内容

3 経過と原因

A様から、10月26日に、封筒の中に自分あての通知書の他に、B様の通知書が入っているのご連絡がありました。直ちに、係長と担当者が訪問し、お詫びのうえ、B様の通知書を回収しました。

通知書は窓空き封筒により送付していますが、A様あての通知書とB様あての通知書を、一つの封筒に混入したことが原因です。

B様にも明日、訪問して謝罪する予定です。

4 再発防止に向けて

個人情報の不正使用や申請書の紛失など、区民の皆様の信頼を損ねる事故が続いたことをお詫び申し上げます。真に申し訳ありません。

こうした事故が続く根底には、業務の手順やチェック体制など業務管理のあり方に問題があります。現在、全ての事務の総点検を行っており、その中で事務の手順やチェック体制など、業務管理を抜本的に改善してまいります。

関係職員については、厳正に対処します。

なお、区では、今後とも事故情報を含め原則的に全ての情報を公開し、開かれた透明な区政を堅持してまいります。